

須賀川市空家バンク 運営方法に係る新規事業者説明会

令和8年4月17日（金）10:00～
須賀川市役所 4階大会議室A

【須賀川市 建設部 まち共創課】

1

<説明事項>

・市空家バンクについて

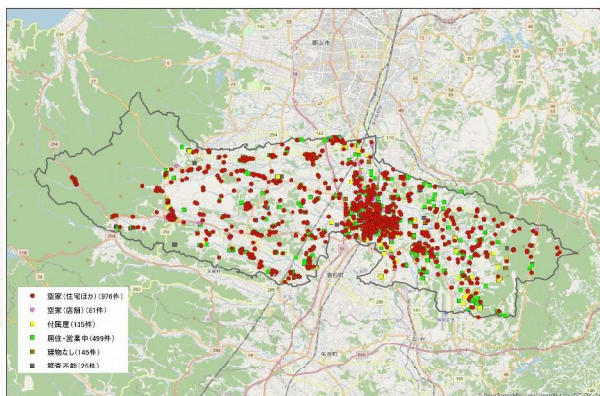
- 1 須賀川市の空家等の状況
- 2 須賀川市空家バンクの概要
- 3 須賀川市空家バンクの運営方法

2

1 須賀川市の空家等の状況

《総合判定基準》

判定	内容	件数
① 特定空家等候補	傾斜、基礎、外壁、屋根のいずれかの項目の1つ以上が危険と判定	98件 (9.3%)
② 活用可能空家等候補	傾斜、基礎、外壁、屋根のすべての項目が問題なし	157件 (14.8%)
③ その他	上記①、②のいずれにも属さない建物	802件 (75.9%)
合計		1,057件 (100.0%)



(調査実施：令和3・4年度)

出典：須賀川市空家等対策計画【第二次】

3

2 須賀川市空家バンクの概要

【目的】 管理不全空家等の未然防止

【取扱物件】 1年間以上、使用実態がない空家等
(個人住宅だった建物 / その敷地)

原則2年間以上
市バンク登録要

※法人所有 ⇒ ×

※非住宅(空き店舗/空き工場等) ⇒ ×

※空き地 ⇒ ×



4

2 須賀川市空家バンクの概要

【メリット】

登録者 / **利用者** が市の**補助制度**を活用可能

登録者(所有者)に
奨励金『5万円』支給

利用者(購入者・賃借者)に
リフォーム費用1/2補助『50万円※』

※長沼・岩瀬地区⇒『100万円』

◎登録の想定

買い手や借り手が付きづらい物件



5

2 須賀川市空家バンクの概要

※詳細は「須賀川市空家バンク設置要綱」に記載

【主な登録要件】

- 1年間以上、使用実態がない
- 新築後20年以上経過した個人所有の一戸建て
(専用住宅/併用住宅…住宅部分が1/2以上)
- 物件の老朽化、損傷等が著しく、
売買又は賃貸に適さない建物ではないもの
- 法令に違反していないもの
- 登録申込者が不動産登記の登記名義人に含まれているもの



6

2 須賀川市空家バンクの概要

【利用サイト】

※一般不動産ポータルサイトとの併用可

全国版空き家・空き地バンク（国土交通省実施）



「アットホーム空き家バンク」
<https://www.akiya-at-home.jp>

at home

空き家バンク

7

2 須賀川市空家バンクの概要

登録時

- | | |
|----------|-------------------------|
| ①相談/問合せ | 市 ⇒ 2協会 ⇒ 担当事業者 |
| ②物件調査 | 担当事業者 |
| ③登録可否判定 | 担当事業者 ※登録「否」の場合⇒市への報告不要 |
| ④登録申込 | 空家等所有者（担当事業者経由）⇒ 市 |
| ⑤媒介契約 | 担当事業者 |
| ⑥サイト登録入力 | 担当事業者 ⇒ 市 |



利用時

- | | |
|-------------|-----------|
| ①相談/問合せ | 担当事業者 |
| ②物件案内 | 担当事業者 |
| ③契約 | 担当事業者 |
| ④サイト登録変更/報告 | 担当事業者 ⇒ 市 |



（別紙フロー参照）

8

2 須賀川市空家バンクの概要

【協力事業者の申込】

協会取りまとめ⇒市提出

● 随時申込受付

● 毎年度末に情報更新
(修正・削除等)

「アットホーム 空き家バンク」提供事業者さま向け ユーザ登録申込書

【登録事業者ごとの情報記入欄】

※アットホーム 空き家バンクの物件情報の掲載に際しては、掲載物件の所在地を掲載する必要があります。土地の権利関係、登記簿関係、建物関係等は、必ずしも正確である必要はありません。掲載物件の所在地は、必ずしも正確である必要はありません。掲載物件の所在地は、必ずしも正確である必要はありません。

事業者ごとにID・パスワード発行

3 須賀川市空家バンクの運営方法

【①登録申込】

● 登録申込書 [第1号様式] 担当事業者: 1社のみ

登録申込者 (空家等所有者) ⇒ 担当事業者経由 ⇒ 市

※ 登録申込者の押印 [確認] + 担当事業者の押印 [適合確認]

(登録申込者: 自署の場合⇒押印不要) (担当事業者: 代表取締役印 or 実印⇒必須)

+ 物件調査報告書 … 様式任意 (各社のもので可)

※ 必須事項: 所有者/所在地/都市計画区域/物件概要

◎ 添付書類 … 位置図/配置図/間取り図/写真 (外観・内観)

3 須賀川市空家バンクの運営方法

【②登録可否通知】

● 登録決定通知書 [第2号様式] / 登録不承認通知書 [第3号様式]

市 ⇒ 登録申込者 (空家等所有者)

市 ⇒ 担当事業者 [写し]

※ 登録変更届 [第4号様式] … 軽微な変更 以外 ⇒ 変更通知

(例) 取引希望 (賃貸⇒売買) の変更

(注) 滅失/所有者変更など: 登録抹消申請 ⇒ 抹消通知

【③媒介契約】

● 登録申込者 ⇔ 担当事業者



3 須賀川市空家バンクの運営方法

【④サイト登録入力 (その1)】

● at home 空き家バンク

【OS】Windows10以上、Macintosh OS X (日本語版) 以上
【ブラウザ】Google Chrome最新版、Firefox最新版、Microsoft Edge最新版 (Windows)、Safari最新版 (Macintosh)

重要

- 公正取引委員会掲載項目 に準拠
- 物件情報の問合せ先 『担当事業者』

※ 操作マニュアル「物件管理編」

https://www.akiya-athome.jp/contents/124#bukken_manual

3 須賀川市空家バンクの運営方法

【④サイト登録入力（その2）】

● **at home** 空き家バンク

※入力完了 ⇒ 公開状態区分『**公開保留**』で保存



申請 **市** にメール (machi@city.sukagawa.fukushima.jp) 又は
FAX (0248-94-4563)
「物件コード:xxxxxx-xxxxxx」 + 「サイト登録完了」を明記

承認 **市** が内容確認 ⇒ 公開状態区分『**公開**』



13

3 須賀川市空家バンクの運営方法

【①相談／問合せ】・【②物件案内】

●利用希望者 ⇄ 担当事業者 (※特段の事務手続なし)

【③契約】・【④サイト登録変更／報告】

●結果報告書 [第8号様式] ◎添付書類 … 契約書の写し
担当事業者 ⇒ **市**



※ **at home** 空き家バンク …担当事業者
公開状態区分『**アーカイブ（成約済）**』に変更



14

<まとめ>

市空家バンクの運営方法について



- 市空家バンク = アットホーム空き家バンク
- 協力事業者の申込 ⇒ 協会へ 『ID・パスワード』は 市⇒各事業者
- 登録可否判定 ⇒ 申込 ⇒ サイト入力
- 成約 ⇒ 報告 ※「補助金等」の申請・交付は登録者/利用者⇄市で実施

15